本巣市情報セキュリティポリシー
【 ３．１ 版 】

本巣市

令和8年4月

本巣市情報セキュリティポリシー

本巣市情報セキュリティポリシーの位置付け及び構成

市が保有する情報資産を人的脅威や災害、事故など様々な脅威から防御し、市民の財産、プライバシー等の保護及び継続的かつ安全・安定的な行政サービスの実施を確保するために本巣市情報セキュリティポリシーを策定します。

本巣市情報セキュリティポリシーは、本市が保有する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、常勤の特別職地方公務員（市長、副市長、教育長）、市議会議員、職員、再任用職員、任期付職員、教員、臨時的任用職員、会計年度任用職員、非常勤の特別職地方公務員（本巣市情報セキュリティ基本方針別表２に掲げる委員会等の委員）、労働者派遣契約等により本市業務に従事する者（以下「職員等」という。） が遵守すべき事項及び判断基準を総合的かつ体系的に取りまとめたものの総称とします。

本巣市情報セキュリティポリシーは、情報セキュリティ対策に関する統一的かつ基本的な考え方と方針を定めた『情報セキュリティ基本方針』及び情報セキュリティ基本方針に基づき、情報セキュリティ対策等を実施するために適用範囲における共通の基準として具体的な遵守事項及び判断基準を定めた『情報セキュリティ対策基準』により構成します。

また、業務システム毎の具体的な情報セキュリティの実施手順として情報セキュリティ実施手順を策定することとします。

なお、情報資産に対するセキュリティ侵害事案が発生した場合又は発生するおそれを認知した場合は、情報資産の保護、被害の拡大防止、復旧を迅速かつ適切に実施し、被害の最小化、未然防止を図るための行動計画として、情報セキュリティ緊急時対応計画を制定します。

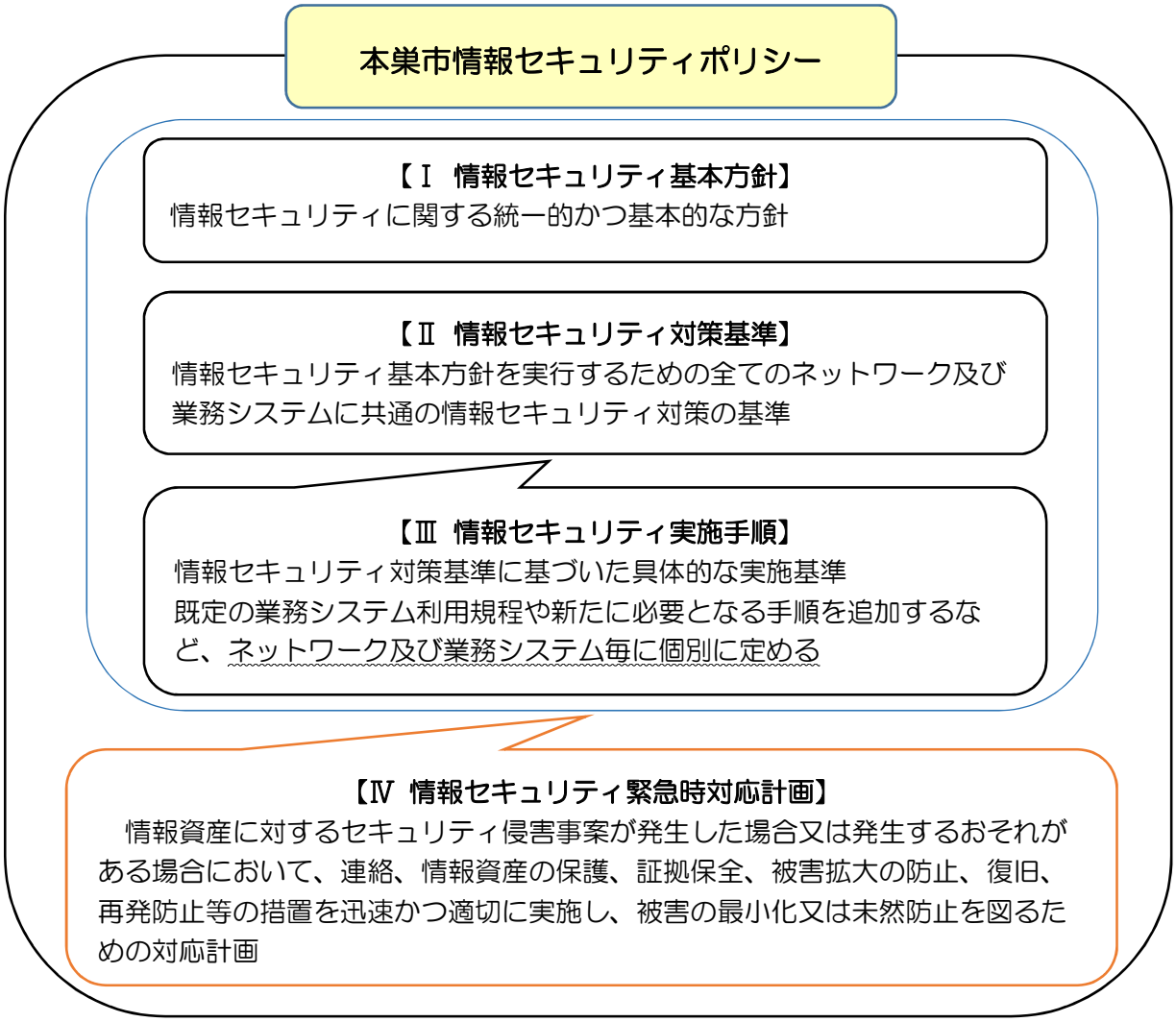

Ⅰ 本巣市情報セキュリティ基本方針

本巣市

改定履歴

施行年月日	版番号	改定理由、主な内容	
平成１６年　2月　1日	1.0 版	策　　定	
平成１９年　4月　1日	2.0 版	全部改定	総務省ガイドラインの全部改定に伴い全部改定
平成２７年　４月　１日	2.1 版	一部改定	３ 対象とする脅威の一部改定
令和　7年　3月３１日	2.2 版	一部改定	２ 定義⑻～⑿を追加、６ セキュリティ対策⑶業務システム全体の強靭性の向上を追加
令和　７年 10 月　1日	3.0 版	全部改定	市情報化推進体制に関する要綱との整合及び用語、体系整理のため全部改定
令和　８年　４月　１日	3.1 版	一部改定	適用範囲に議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及びその事務局を別表１、２として加える

1　目的

本市の業務システムが取り扱う情報には、市民の個人情報や行政運営上重要な情報が多数含まれており、情報資産を人的脅威や災害、事故等様々な脅威から防御することは、市民の財産、プライバシー等を守るためにも、また、継続的かつ安全・安定的な行政サービスの実施を確保するためにも必要不可欠である。

このため、本市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することを目的として本巣市情報セキュリティ基本方針を定める。

本巣市情報セキュリティ基本方針は、本巣市の情報資産に関する情報セキュリティ対策の基本的な考え方と方針を規定するものである。

2　定義

本巣市情報セキュリティポリシー（情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準、情報セキュリティ実施手順及び情報セキュリティ緊急時対応計画）において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

2-1　ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

2-2　業務システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

2-3　データ

電子計算機処理に係る入出力帳票、磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録されている情報又は通信回線により送信される情報をいう。

2-4　情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

2-5　情報セキュリティポリシー

本巣市情報セキュリティ基本方針（以下「情報セキュリティ基本方針」という）及び本巣市情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティ対策基準」という）をいう。

2-6　機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

2-7　完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

2-8　**可用性**

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる 状態を確保することをいう。

2-9　**マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務系）**

個人番号利用事務(社会保障、地方税若しくは防災に関する事務)又は戸籍事務等に関わる業務システム及びデータをいう。

2-10　**LGWAN 接続系**

LGWAN に接続された業務システム及びその業務システムで取り扱うデータをいう（マイナンバー利用事務系を除く）。

2-11　**インターネット接続系**

インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された業務システム及びその業務システムで取り扱うデータをいう。

2-12　**通信経路の分割**

LGWAN 接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

2-13　**無害化通信**

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

2-14　**CSIRT**

情報セキュリティ最高責任者（CISO）が設置する情報セキュリティインシデントに関係機関と連携し、迅速かつ的確に対応する組織をいう。

2-15　**情報資産**

市が保有する情報や、それを格納するシステム、ネットワーク、媒体など、業務遂行に不可欠なすべてのものをいう。

【地方自治体の情報資産の具体例】

個人情報：住民基本台帳、税情報、健康保険情報 など

契約情報：契約書、入札情報、委託契約書 など

システム関連情報：ネットワーク図、システム設計書、仕様書、データベース情報 など

財務情報：予算書、決算書、会計情報 など

その他：議事録、職員情報、地域情報 など

2-16　**情報セキュリティインシデント**

サイバー攻撃、情報資産の漏えい、災害等により、市が保有する情報資産に損害を与える事象が発生し、機密性、完全性、可用性などの情報セキュリティの基本的な要素が侵害され、組織や個人にとって望ましくない又は予期しない影響を及ぼす状況をいう。

３　対象とする脅威

情報セキュリティ最高責任者は、情報資産に対する脅威の発生度合いや発生した場合の影響を考慮し、特に以下の脅威を想定した情報セキュリティ対策を講じるものとする。

（１） サイバー攻撃等

不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

（２） 情報の漏えい等

情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、盗難、紛失、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、業務委託等の管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

（３） 災害等による業務システムの停止

地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

４　適用範囲

4-1　組織の範囲

本巣市情報セキュリティポリシー（情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準、情報セキュリティ実施手順及び情報セキュリティ緊急時対応計画）を適用する組織の範囲は、本巣市行政組織規則(平成１６年規則第２号)第５条規定にする課及び室、会計課、並びに別表１、別表２に掲げる組織とする。

4-2　情報資産の範囲

情報セキュリティ基本方針が対象とする情報資産は次のとおりとする。

（１） ネットワーク及び業務システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体

（２） ネットワーク及び業務システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

（３） 業務システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

4-3　情報資産の対象

本市が実施する業務で扱う情報資産を市の情報資産として本基本方針の対象とする。

5　職員等の遵守義務

職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行にあたっては情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

6　情報セキュリティ対策

上記３の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

6-1　情報セキュリティ組織体制

本市における情報セキュリティに関する意思決定機関は、本巣市情報化推進体制に関する要綱（以下「要綱」という。）に定める情報化推進本部とし、要綱に定める本部長を情報セキュリティを統括する最高責任者として情報セキュリティ最高責任者（CISO）とする。

CISO を補佐する役職及びその責務の詳細は、別途「本巣市情報セキュリティ対策基準」で定める。

6-2　情報資産の分類と管理

情報セキュリティ対策基準で定める責任者は、本市の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリ ティ対策を講じる。

6-3　業務システム全体の強靭性の向上

情報セキュリティ対策基準で定める責任者は、情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、業務システム全体に対し、情報資産の分類に応じた情報セキュリティ対策を講じるとともに、次の対策も併せて講じる。

（１） マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。

（２） LGWAN 接続系においては、LGWAN と接続する業務用システムと、インターネット接続系の業務システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信を行う。

（３） インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。

6-4　物理的セキュリティ

情報セキュリティ対策基準で定める責任者は、コンピュータ設置場所への入退室、サーバ等

の管理、通信回線及び端末等への物理的な対策を講じる。

6-5　人的セキュリティ

情報セキュリティ対策基準で定める責任者は、情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な研修・訓練及び啓発を実施するなど人的な対策を講じる。

6-6　技術的セキュリティ

情報セキュリティ対策基準で定める責任者は、コンピュータ等の管理、アクセス制御、コンピュータウイルス等不正プログラム対策、不正アクセス対 策等の技術的対策を講じる。

6-7　運用

業務システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託等を行う際のセキュリテ ィ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、情報セキュリティ最高責任者は、対策基準で定める責任者に情報セキュリティ緊急時対応計画を策定させるものとする。

6-8　業務委託等及び外部サービス（クラウドサービス）の利用

情報セキュリティ対策基準で定める責任者は、業務委託等をする場合には、業務委託事業者等を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、業務委託事業者等において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

情報セキュリティ最高責任者は、クラウドサービスを利用する場合には、外部サービス（クラウドサービス）利用基準を整備し、対策基準で定める責任者はこれに基づき対策を講じる。

7　情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティ最高責任者は、情報セキュリティ対策の実施状況を評価するため、定期的及び必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施させるものとする。

8　情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ最高責任者は、情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する業務システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、情報セキュリティポリシーを見直すものとする。

９　情報セキュリティ対策基準の策定

情報セキュリティ最高責任者は、上記６、７及び８に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定させるものとする。

10　情報セキュリティ個別基準の策定

情報セキュリティ最高責任者は、情報セキュリティ対策基準を補完するために必要な内容に関して、具体的な内容を定める情報セキュリティ個別基準を策定させるものとする。なお、情報セキュリティ個別基準は、公にすることにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

11　情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ最高責任者は、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ個別基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定させるものとする。なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

別表１

本巣市議会	本巣市議会事務局

別表２

委員会等名	事務局等名
本巣市教育委員会	本巣市教育委員会事務局
本巣市選挙管理委員会	本巣市選挙管理委員会事務局
本巣市監査委員	本巣市監査委員事務局
本巣市農業委員会	本巣市農業委員会事務局
本巣市固定資産評価審査委員会	